

## 第2 審査基準及び標準処理期間

処分の名称	液化石油ガス販売事業の登録
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）第3条第1項
関係法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第2項から第4項、第3条の2第1項、第4条第1項、第11条及び第16条</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年3月10日通商産業省令第11号）第4条、第6条、第11条及び第14条から第16条</li> </ul>
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第122号）</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成31年3月15日20190308保局第5号）</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年2月25日20210203保局第1号）</li> </ul>
標準処理期間	20日